

Q & A

- Q 「THE LAND」の概要を簡潔に教えてください。
- A 「THE LAND」は、地盤調査・補強改良工事を行なったにもかかわらず建物が不同沈下した場合に、原状回復させるための工事費用および諸経費をお支払いするサービスです。保証期間は基礎施工日より始まり、引渡し日から10年間です。
- Q 保証書は誰が保管するのでしょうか？
- A 「GIR」では地盤会社に対して個々の保証対象物件毎に保証書を発行しますので、各ご担当の地盤会社で大切に保管してください。また、弊社が加入する損害保険会社から発行される付保証明書も地盤会社にお送りします。
- Q 保証限度額はいくらまでですか？
- A 一事事故最大5,000万円までです。なお外構工事やエクステリア（カーポート・門扉など）は保証の対象となりません。また、限度額が3,000万円、2,000万円の商品を用意してありますので、建物の規模に応じた選択も可能です。
- Q 万が一、不同沈下が発生した際に保証を受けられる基準や流れを教えてください。
- A 建物の床レベルにおいて、3m以上離れている2点間を結ぶ直辺の水辺面に対する角度5/1,000以上が確認された場合に保証適用となります。もちろん免責事項も該当しないことが条件となります。流れに際しましては、住宅所有者から不具合が生じた旨、連絡を受けた工務店または認定会社からGIRへ連絡していただきます。GIRの責任にて現地調査、原因調査及び免責事項の検討を行ないます。

免責事項

以下の場合は、当保証の保証対象となりませんのでご注意ください。
※1 引渡日から保証期間の10年を経過した場合 ※2 以下に記載した免責事項にあたる場合

- 台風、暴風雨、豪雨、落雷等の天災、火災、爆発、暴動などの不可抗力に起因する損害
- 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行などの第三者の行為的ないしは自然的的作用により、調査地の基礎に予測しない外力が作用したことによる損害
- 地滑り、かけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予測できない自然現象の変化に起因する損害
- 地耐力調査が行われずに、もしくは地耐力調査によって本工事が不適当と判断されたものにかかるはず施工された結果に起因する損害
- 所有者または当該建物の使用者による著しく不適切な維持管理、または通常予想される使用状態と著しく異なる使用および弊社の承認のない増改築等により建物自体の構造、面積等が変更された事に起因する損害
- ボーリング、テラス、犬走り、カーポート、門、ブロック塀、フェンスなどの外構やエクステリア部分のクラック、沈下、傾斜、転倒などの不具合とそれによる人的被害や損壊
- 自然の消耗・摩擦・かけ・さび変質変色その他類似の事象に起因する損害
- 契約時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事故に起因する損害
- ※沈下事故が発生した際には、基礎工事写真を提出していただきます。写真が提出されない場合には、費用をお支払いできないことがありますので10年間の保管をお願い致します。
- 万一、事故が発生した場合には弊社までご連絡下さい。



お問い合わせ先

地盤総合保証サービス

THE LAND

従来の地盤保証と一線を画する
新しい安心のカタチ。

『THE LAND』は、第三者保証会社として確かな実績を持つ私たち「GIR」が、住宅ごとに保証審査を実施する独自の地盤総合保証サービス。万が一、家の地盤部分に不具合が生じた場合、保証対象の物件に対して10年間、その修復工事にかかる多額な費用を総合保証し、皆様の大切な住まいを不測の事態から守ります。

地盤に起因する
様々なリスクを
10年間
バックアップ



THE LAND
2000

THE LAND
2000

THE LAND
2000

THE LAND
plus

www.gir.co.jp
GIR 検索

地盤のゆがみがもたらす「見えないリスク」、ご存じですか？



例えば建物に亀裂が入った、ドアがスムーズに閉まらない、歩くと床がきしむなど…このような住宅異常の原因は、建物だけではなく、土地そのものに問題がある可能性が高いと言えます。どんなに優れた工務店があなたの家を建てたとしても、その土台である土地が軟弱だと地盤がゆがみ、次第に“不同沈下(建物が地中に沈む)”し、やがて大きなリスクに苦しめられることになります。では、原因を詳しく見てていきましょう。

1 井戸や防空壕・浄化槽など「空隙」の見落とし

地盤調査を実施したにもかかわらず、探知できなかった井戸や防空壕、浄化槽などの「空隙」が原因となって不同沈下を引き起します。



2 「腐植土層」の地盤調査のミス

腐植土層を含む地盤であったにもかかわらず調査では探知できず、柱状改良が最適と判断。しかし、腐植土層の影響で、改良体が固まらない部分が出てくる場合があります。



3 改良工事の際の「強度不足」

地盤調査の結果を受け、最適と判断された改良工事を実施。しかし、工事手法の選択を誤ると、地盤の強度が不足することがあります。



4 「障害物」による調査結果の誤差

地盤調査を実施したものの盛土の中に障害物があり、実際よりも良い調査データが出てしまう場合があります。それに気づかず、直接基礎で施工すると沈下を引き起します。



5 「軟弱層の傾斜」見落としによる調査改良手法のミス

地盤調査を実施したものの、軟弱層の傾斜を見つけられず、最適と判断した改良工事が実は不十分であった、という場合も原因のひとつとなります。



上記のような原因による不同沈下を防ぐためには、信頼できる地盤調査と改良工事が不可欠。しかし、万が一、不同沈下が起こった場合、誰が修復費用を保証するのでしょうか。工務店?それとも地盤調査会社?「GIR」が提供する地盤総合保証サービス『THE LAND』なら、空隙、腐植土層、強度不足、障害物、軟弱層の傾斜など、いずれの原因でも不同沈下が起こった場合には、住宅・地盤の原状回復を保証します。

日本屈指の地盤総合保証サービス『THE LAND』安心の5大メリット。

①信頼性を高める認定会社制度

THE LANDは、全国84カ所約100拠点にて認定会社が活動しています。

③基礎着工日から保証開始

基礎着工日に始まり、引渡日から10年間、保証いたします。

※分譲住宅の場合は建物完成日より1年内に引渡された日とし、それ以後の引渡しになる場合は、完成日から1年後が算定日となります。

住宅着工前



②安心・確実な保険契約

国内唯一、大手損害保険会社との保険契約により、(付保証明書を発行)。10年間、確実に保証を行える安心・確実なシステムです。

認定会社による地盤調査 → GIRによる調査データ解析

地盤に問題なし

地盤改良の必要あり

認定会社による改良工事

地盤保証

調査のみでもOK

⑤10年継続保証の資力

国内損害保険会社との保険契約締結により、10年継続保証の資力を確保しています。

④工務店も被保険者として適応

工務店も保証の対象となるため、地盤に起因する問題であれば“誰の責任か”を問うことなく、速やかに修復工事を行います。

●従来の他社の地盤保証:業者による内部監督でしか守られていないので限界があります。

保険会社 地盤調査業者・地盤改良業者 工務店

●THE LAND: GIRが国内損害保険会社と保険契約を締結(資力の確保)

保険会社 GIR GIR認定会社 工務店

責任範囲における被保険者

地盤総合保証サービスの比較表(当社比)

	瑕疵保証のみ	他社の地盤保証	THE LAND
地盤に起因する建物の損害	X	O	O
「地盤損害」の修復費用	X	△	O
付保証明書の発行	X	X	O
保証責任期間10年間	O	X	O
地盤保証のセット商品	X	△	O

信頼の地盤保証でがっちりサポート。『THE LAND』におまかせください!